

基本目標 1 すがすがしいまちづくり

さわやかな空気、清らかな水に象徴される安全で健康的な生活環境の確保に努めます。

個別目標 1 空気のさわやかさ

環境特性と課題

さわやかな空気をそこなう大気汚染物質には、二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、ベンゼンなどがあります。市内における大気測定の結果を見ると、これらはほとんど環境基準を達成し、大気はほぼ良好な状態にあります。

大気汚染物質の大部分は、事業活動にともなって工場等（固定発生源）から排出されるばい煙や、自動車（移動発生源）の排気ガスなどから発生することから、引き続き大気測定を行い監視を行うとともに、発生源対策を進め、より良好な大気の状態を確保するよう努めなければなりません。また、ダイオキシン類発生のおそれがあった野焼きは、平成13年4月から一部の例外を除いて禁止となり、啓発・指導に努めています。

悪臭に関する苦情は、事業活動やごみの焼却などともなうものがほとんどです。感覚的なもので不快感の訴えにも個人差があり、また、数値でとらえることが比較的難しい問題です。発生源の調査や指導の充実を図るなど、悪臭対策を推進する必要があります。

昨今アスベストによる健康影響が懸念されており、飛散防止や建物の解体・改修時の適正処理が求められています。

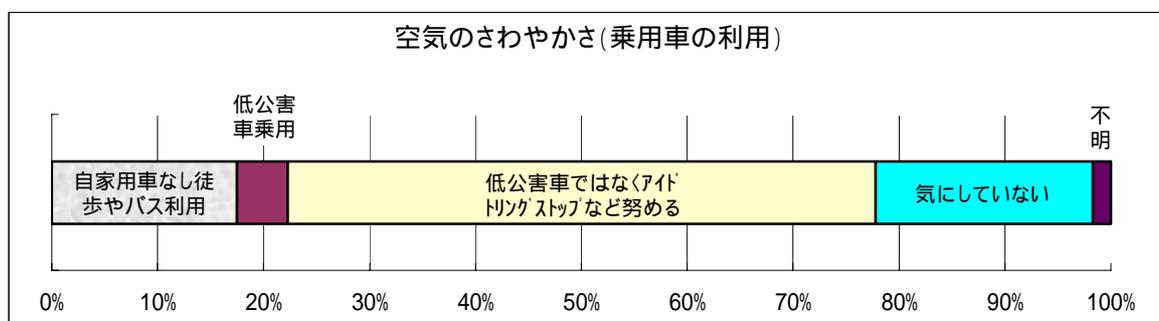


図-3 市民アンケート調査の「乗用車の利用に関してはどうしていますか」という問いに対して得られた回答です。

施策

大気汚染の防止

大気の状態を正しく把握するため、大気測定の一層の充実を関係機関へ働きかけます。ダイオキシン類については、関係機関と協議し、必要な調査を検討します。

大気汚染物質の発生源となっている工場等に対して、ボイラーや廃棄物焼却炉等ばい煙発生施設の適切な維持管理を行うよう、関係機関と連携し、指導と監視を行います。

ダイオキシン類等の発生抑制のため、清掃工場を計画的に維持管理し、再使用・再生利用できないごみを適切に処理します。

野焼きや基準を満たさない焼却炉使用の禁止について、啓発・指導します。

農業用廃プラスチックの適切な回収と処理を促進します。

円滑な交通を確保するための道路等の整備に努め、自動車排気ガス削減につなげます。

ハイブリッド車、LPガス車等、より低公害な自動車の普及に努めます。

アイドリング・ストップ等、エコドライブ運動を積極的に推進します。

徒歩や自転車、公共交通機関の利用促進などにより、自家用自動車の使用を控えるよう働きかけます。

ディーゼル自動車の燃料を、環境にやさしいBDF(バイオディーゼル燃料)への切り替え利用に努めます。 BDF...食用廃油を原料とした軽油代替燃料

公共建築物に使われているアスベストの状況を確認し、適切な処置をするとともに建物の取り壊しや改修時の飛散防止と特別管理産業廃棄物である、廃石綿等の一層の適正処理を推進します。

指標 1 シルキーバス利用者数

平成16年度 191,016人

方向性



悪臭の防止

発生源の調査を充実し、実態の的確な把握に努めます。

悪臭の発生源となっている工場等に対して、適切な指導と監視を行い、悪臭公害の防止を図ります。

住工混在地区では、産業育成等の施策と連携しながら、悪臭公害の防止に努めます。

配慮行動の指針

市民は

野焼きや、基準を満たさない焼却炉の使用はしません。

徒歩や自転車、公共交通機関の利用などにより、自家用自動車の使用を控えます。

自動車を運転する際は、 unnecessaryな空ふかしや長時間のアイドリングをしません。

ハイブリッド車、LPガス車等、より低公害な自動車の利用に努めます。

近隣に迷惑な悪臭が発生しないように、ごみ処理やペットの飼い方などに気をつけます。

事業者は

大気汚染等公害の防止を図るため、自主的な管理体制の整備に努めます。

ボイラー等のばい煙発生施設の適切な使用と維持管理を行い、ばい煙の削減を図ります。

基準を満たさない焼却炉は使用しません。

ハイブリッド車、LPガス車等、より低公害な自動車の導入に努めます。

ディーゼル自動車の燃料を、BDFに切替るように努めます。

物資輸送の共同化、集約化等に努め、自動車利用の合理化を図ります。

アイドリング・ストップ等、エコドライブ運動に積極的に取り組みます。

定期的なノーカーデー実施や、公共交通機関の利用を、従業員に呼びかけます。

有害ガスや悪臭については、発生物質の使用自粛、発生の少ない工程の採用または適切な防止設備などにより、発生の防止に努めます。

アスベストの使用を確認し、飛散の恐れのある場合には除去・封じ込め・囲い込み等の処置を行い、特定粉塵排出等作業として解体又は改修する場合は、飛散防止及び特定有害産業廃棄物としての廃石綿の収集運搬・最終処分等適正な処理をします。

基本目標 1 すがすがしいまちづくり

さわやかな空気、清らかな水に象徴される安全で健康的な生活環境の確保に努めます。

個別目標 2 水と土のきれいさ

環境特性と課題

本市は、諏訪湖、天竜川をはじめ、横河川、塚間川など水環境に恵まれています。ことに諏訪湖は、この地方のシンボルとして古くから親しまれ、地域の歴史と文化を育んできました。しかし、昭和30年代後半からの高度経済成長による産業の発展や都市化の進展などとともに、水質汚濁は著しくなり富栄養化が進みました。

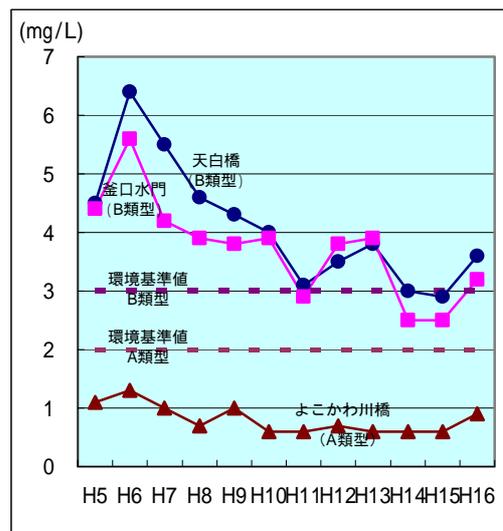
市では、県と連携・協力し、下水道の整備や底泥のしゅんせつ、工場等の排水規制、市街地・農地等の非特定汚染源対策などを進めています。市内主要河川の水質検査の結果を見ると、下水道の整備普及が進んだ地域の河川は、BOD（生物学的酸素要求量）などの改善が図られ、概ね良好となっています。諏訪湖の水質も長期的には改善され、アオコの発生期間も大分短縮されてきていますが、アオコは天竜川の水質に依然影響を及ぼしています。

そのため、引き続き県をはじめ関係機関等と連携・協力し、水質の浄化対策を推進していく必要があります。

また、近年の環境省の調査によると、諏訪湖の底質からダイオキシン類等がごく微量ではあるものの検出されました。

水質では、長期的には窒素、COD（化学的酸素要求量）は減少傾向にあるものの環境基準を超えており、リンについては環境基準を下回りつつあります。

地下水は、大切な自然資源の一つで、本市においても上水道の水源として約80%を依存しています。



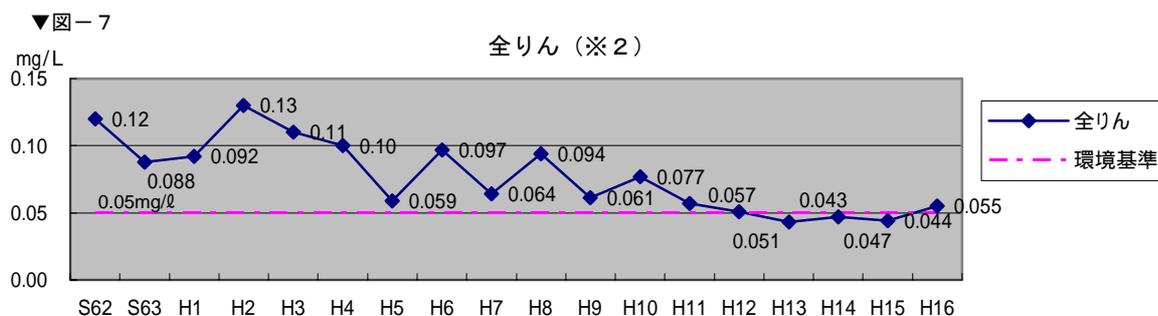
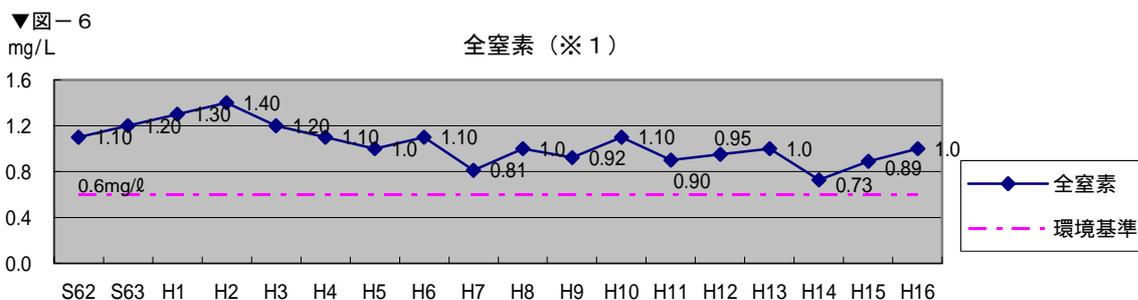
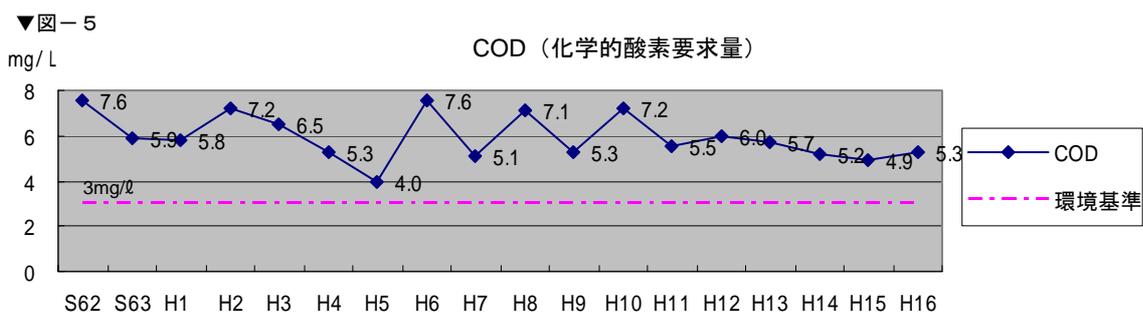
▲図-4 天竜川・横河川のBOD値の経年変化

近年の民間の井戸水を採取して実施した水質検査の結果を見ると、何本かの井戸で環境基準を超える有機塩素系溶剤が検出されています。

地下水汚染の原因としては、平成元年の水質汚濁防止法改正前の地下浸透によるものと推測されますが、汚染経路等を究明することは極めて困難です。上水道の水源地施設では、有機塩素系溶剤の対策が講じられていますが、今後、地下水の汚染状況の把握を継続し、汚染の防止や対応を図っていく必要があります。

土壌については、地下水と深い関わりがあり、地下水の水質保全のためにも、土壌の保全を図っていかなければなりません。土壌汚染対策法施行もあり又、関心が高まっているダイオキシン類や有機塩素系等汚染物質が土壌中にどのくらい含まれているのか、実態を的確に把握し、対応する必要があります。

諏訪湖のCOD・全窒素・全りん値の経年変化（長野県第4期諏訪湖水質保全計画より）



1全窒素...有機・無機の窒素化合物の総量

2全りん...有機・無機のりん化合物の総量

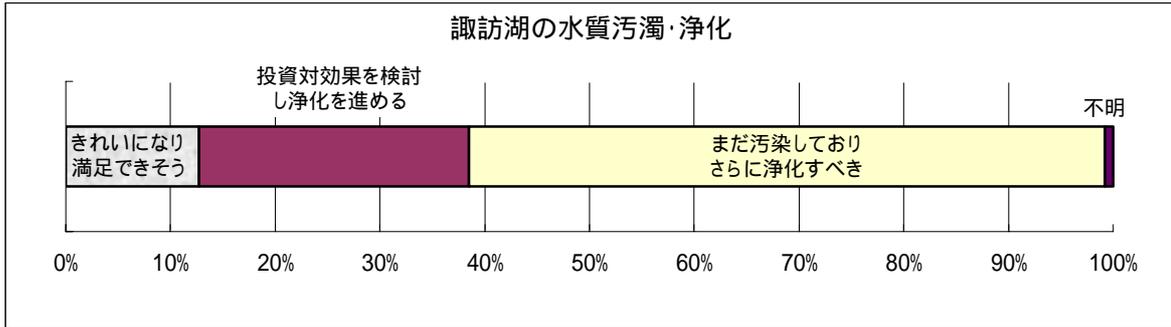


図-8 市民アンケート調査の「あなたの川や湖に対するイメージは」という問いに対して得られた回答です。

施策

諏訪湖・河川の水質汚濁防止

関係機関と連携・協力し、「諏訪湖に係る湖沼水質保全計画」等の推進を図ります。

諏訪湖や河川の定期的な水質検査を実施し、水質の監視を行います。ダイオキシン類、有機塩素系溶剤等については、関係機関と協議し、必要な調査を検討します。

下水道の整備普及や浄化槽の適切な維持管理の促進、環境への負荷の少ない石けん等の利用促進を図るなど、生活排水対策を推進します。

下水道計画区域外における、合併処理浄化槽の設置を促進します。

工場等の排水については、関係機関と連携し、法令基準を遵守するよう適切な指導と監視を行います。

排水規制の対象外の工場等や一般家庭の排水についても、適切な処理が行われるよう啓発活動を推進します。

減農薬栽培や適肥栽培など、環境への負荷の少ない農業の普及に努め、農地から流れ出る肥料成分や農薬の抑制対策を進めます。

降雨時に市街地から流れ出る排水対策として、雨水貯留タンクや雨水浸透ます、透水性舗装などの普及を図ります。

市民等の参加と協力を得て、諏訪湖や河川、側溝等の清掃を行います。

指標 1 塚間川水質 (BOD)

平成16年度 1.1mg/l

方向性 ↘

(参考：A類型横河川BOD 平成16年度 0.7mg/l)

地下水汚染の防止

地下水保全の重要性について啓発活動を行い、市民及び事業者の意識の高揚を図ります。

地下水の水質検査等を行い、汚染状況を把握します。

関係機関と連携し、工場等の有害物質の使用や保管、排水など適正に行うよう指導を徹底し、有害物質の地下浸透の防止を図ります。

地下水のかん養につながる雨水貯留タンクや雨水浸透ます、透水性舗装などの普及を図ります。

土壌汚染の防止

ダイオキシン類、有機塩素系溶剤や鉛等の汚染物質による環境への影響については、関係機関と協議し、必要な調査を実施するなど、土壌汚染の実態調査に努めます。

関係機関と連携し、工場等に対して、有害物質を地下浸透させることのないよう指導を徹底し、土壌汚染の防止を図ります。

配慮行動の指針

市民は

調理くずや食べ残しが出ないように調理を工夫し、調理くずなどが出ても堆肥化するなどし、下水道や側溝へ流さないようにします。

食器などの油污れは、拭き取ってから洗うようにします。

食用廃油を石けんやBDFにリサイクルするための回収に協力し、下水道や側溝へ食用廃油を流さないようにします。

米のとぎ汁は、庭木に与えるなど下水道や側溝へ流さないように努めます。

食器洗い、洗濯などには、環境への負荷の少ない石けんを使用するようにします。

浄化槽の適切な維持管理を行い、排水基準を遵守します。

雨水貯留タンクや雨水浸透ますなどの設置に努めます。

諏訪湖や河川、側溝等の清掃活動に積極的に参加します。

河川や側溝へ灯油が流出したり、地下浸透したりすることのないように、灯油タンクの管理や給油に十分注意します。

エンジンオイルなど有害なものを、河川等へ流したり地下浸透させないようにします。

殺虫剤、除草剤などの使用は、必要最小限にとどめます。

事業者は

排水処理施設等の適正な維持管理を行い、法令の排水基準を遵守するとともに、さらに削減するように努めます。

排水規制の対象外であっても、諏訪湖や河川を汚すことのないように、排水は適切に処理します。

調理くずや食べ残しが出ないように調理を工夫し、調理くずなどが出ても堆肥化するなどし、下水道や側溝へ流さないようにします。

食用廃油を石けんやBDFなどのリサイクル資源とするようにします。

食器洗い、洗濯などには、環境への負荷の少ない石けんを使用するようにします。

雨水貯留タンクや雨水浸透ます、透水性舗装などの設置に努めます。

減農薬栽培や適肥栽培など、環境への負荷の少ない農業の推進に努めます。

諏訪湖や河川等の清掃活動に、積極的に協力します。

燃料や有害物質等が河川等へ流出したり、地下浸透したりすることのないように、地下タンクや配管の点検等をきめ細かく行います。

土壌汚染の未然防止のため、自主的に調査を行い、人の健康や生活環境への被害防止に努め、工場からの用途変更時は、汚染土壌の浄化をします。



諏訪湖浮遊物の片付け

基本目標 1 すがすがしいまちづくり

さわやかな空気、清らかな水に象徴される安全で健康的な生活環境の確保に努めます。

個別目標 3 まちの静けさ

環境特性と課題

騒音は、人の感覚に直接影響を与える感覚公害の一つで、日常生活の快適さをそこなうことから問題となることが多くあります。

法令で定められた機械設備を有する工場等については、規制基準が定められていますが、住宅と工場等が混在している地域では、騒音苦情が寄せられることもあります。そのため、騒音防止に対する事業者の一層の努力が求められています。

また、最近では、規制対象外の騒音や近隣騒音・低周波騒音・用途地域外の騒音に関する苦情も寄せられていることから、隣近所に騒音で迷惑をかけないように市民一人ひとりが配慮することが必要です。

ことに、地域のシンボルとして大切にし、将来に残したい音風景を選定した環境省の「日本の音風景100選」に、塩嶺の小鳥のさえずりが選ばれており、その保全と音に対する意識啓発を進めていくことも課題となっています。

自動車交通騒音については、毎年、高速道路や主要幹線道路を対象に、測定を行っています。その結果を見ると、ほとんどの測定地点は法令で定める自動車騒音の限度(要請限度)内であるものの、半数近くの測定地点は環境基準を超過しており、国道、県道の一部で施工されている排水性舗装、信号機系統化などの対策の検討が必要になってきています。

感覚公害の一つである振動については、工場や建設作業、道路交通から発生することが一般的です。ここ数年は、道路舗装の段差による道路交通振動の苦情が若干寄せられています。

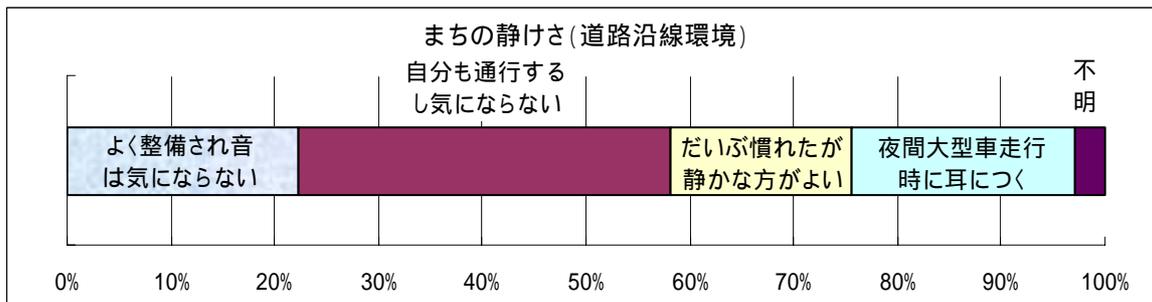


図-9 市民アンケート調査の「道路沿線の環境はどうか」という問いに対して得られた回答です。

施策

騒音・振動の防止

騒音・振動の実態を正しく把握するため、測定調査の充実を図ります。

騒音・振動の発生源となっている工場等に対して、機械設備の適切な維持管理と対策を行うよう、指導と監視を行います。

工場等の新築・増築建築確認申請及び機械の増設時等に、騒音・振動の影響が危惧される場合には、計画の段階で対策を行うよう指導に努めます。

住工混在地区では、産業育成等の施策と連携しながら、騒音・振動公害の防止に努めます。

建設作業に伴う騒音・振動を防止するため、適切な指導と監視を行います。

生活騒音の防止を図るため、啓発活動を行い、騒音に関する市民意識の高揚を図ります。

音風景100選の塩嶺小鳥のさえずりを、いつまでも楽しむことができるように、周辺を含め音環境の保全を推進します。

交通騒音・振動の防止に資するよう、徒歩や自転車、公共交通機関の利用促進などにより、自動車交通総量の抑制に努めます。

信号機系統化、立体交差、バイパスなど道路網の体系的整備による、自動車交通の分散や円滑化を図り、騒音軽減効果もある排水性舗装を関係機関に働きかけ、交通騒音・振動の防止に努めます。

都市計画用途地域指定に沿った土地利用になるよう誘導することにより、幹線道路からの交通騒音・振動の未然防止に努めます。

高速道路等の交通騒音対策として、遮音壁の設置等を関係機関に働きかけます。

路面の段差等の解消に努め、振動の防止を図ります。

配慮行動の指針

市民は

テレビやステレオ、楽器等の音量が近隣の迷惑にならないように気をつけます。

風呂釜のボイラーやエアコンなどは、低騒音型の機種を選ぶようにするとともに、近隣に影響の少ない場所に設置します。

徒歩や自転車、公共交通機関の利用などにより、自家用自動車の使用を控えます。

自動車のアイドリングは、必要最小限に抑えます。

クラクションやマフラー音を大きくするような自動車等の改造はしません。

飼い犬をしっかりとつけるとともに、規則正しい食事と散歩をさせ、ストレスによる鳴き声で近隣に迷惑をかけないようにします。

事業者は

機械設備の適切な維持管理と対策を行い、騒音・振動の発生を防止します。

空調機の室外機や送風機等は、近隣に影響の少ない場所に設置します。

建設作業に際しては、あらかじめ周辺住民の理解を得るように努めるとともに、騒音・振動の発生が少ない機械や工事方法を採用します。

営業騒音の削減に努めます。

トラックの出入りやアイドリング、荷物の積み降ろしの音が近隣の迷惑とならないように気をつけます。

物資輸送の共同化、集約化等に努め、自動車利用の合理化を図ります。

農業用のすずめ脅しは、使用場所や使用時間に十分気を配ります。